

消費税10%
確定申告

税金の悩みは民商へ

10月から実施された消費税10%と「軽減税率」で中小業者は負担ばかりです。申告も納税も早めに準備して、民商で仲間と一緒に頑張って商売つづけましょう。

納得・安心の申告を!

確定申告は住民税や国保料にも連動し、融資などにも必要です。民商で納得・安心の申告を。

▼無申告は要注意!

無申告への税務調査が急増しています。加算税もついてかえって負担が増えます。

記帳・決算 自分でできる

民商なら自分の商売にあった記帳ができます。何でも気軽に聞いて、個人・法人・青色申告…どなたにも好評です。



民商で**③**つのパワーアップ

- ① 領収書整理からパソコン記帳までOK!
- ② 経費見直し、資金ぐりなど経営に役立つ
- ③ 税金の仕組みがわかり、権利も学べる

消費税申告が複雑に

消費税は3つの税率に分けて計算。申告書の用紙も増えて複雑になります。

1~9月	=	国税	6.30%+
旧8%		地方税	1.70%
10~12月	=	国税	6.24%+
新8%		地方税	1.76%
10~12月	=	国税	7.80%+
10%		地方税	2.20%

今なら民商の計算シートやエクセルソフトを配布中

入会キャンペーン



相談センターに
すぐ電話!

こんな困りごとも民商へ

- ✓ 差押え予告が届いた
- ✓ 調査の「よびだし」が来た
- ✓ マイナンバーが心配 …など

0120-22-0000

民商おおさか ウェブ検索 土日もOK(午前10時から受付)

「免税業者は関係ない」は大間違い!

請求書や領収書など8%と10%の区分けが求められることも。インボイス制度(2023年10月~)になると売上1000万円以下でも課税業者にならないと取引から排除されます。

消費税5%へ引き下げろ!
インボイス廃止の署名にご協力を

